

太田市告示第 101 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、太田都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 15 日

太田市長 穂 積 昌 信

記

1 都市計画の種類 太田都市計画公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
6・5・2	太田市北部運動公園	太田市上強戸町・大鷲町・吉沢町
1	八王子山公園	太田市西長岡町

3 縦覧場所 太田市役所行政事業部花と緑の課